

おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年7月号

今年も半分が過ぎましたが、新型コロナウイルスの影響のある今の状態は全く予測できませんでしたね。本来であれば、今月は東京オリンピックで賑わっていたはずでした。景気が上向きになるかと期待もしていましたが、全く逆になってしまいました。

県をまたいだ移動の自粛要請も解除され、各地に賑わいが少しずつ戻り、プロスポーツが再開されましたが、まだまだ予断を許さない状況ですね。熱中症に気を付けながら、感染拡大防止措置を講じつつ、事業活動を活発にしていきたいですね。弊事務所ではZoomによるリモート打合せでの対応もできるようになりました。まだ環境が不十分で不慣れではありますが、お気軽にお問合せください。

7月のトピックス

- ・ 第2次補正予算について
- ・ 兼業・副業の労働時間管理について
- ・ 社会保険料の随時改定の特例について

第2次補正予算について

新型コロナウイルス対応の追加対策を盛り込んだ第2次補正予算が成立し、実質無利子・無担保の融資枠や地銀などへの資金注入枠を大幅に拡充し、固定費の家賃負担を助ける「家賃支援給付金」も創設されました。また、雇用調整助成金も見直し、助成上限額を1日15,000円に引き上げるとともに、既に申請や給付が終わった企業も対象に加え、解雇をしない中小企業の助成率を100%にし、特例期間も9月30日まで延長されました。

兼業・副業の労働時間管理について

政府は兼業・副業の労働時間管理について、労働者に副業での労働時間を自己申告させる制度を導入する方針を明らかにしました。労働時間は通算することとし、本業と副業先の労働時間が残業時間の上限規制に収まるよう調整されます。本業の労働時間を前提に副業の労働時間を決めること、それぞれ自社の時間外労働分だけ割増賃金を払うこと、自己申告に漏れや虚偽があった場合は残業上限を超えても会社の責任を問わない等のルール案も示されました。

社会保険料の随時改定の特例について

健康保険や厚生年金の保険料計算のもととなる標準報酬月額算定の特例が設けられました。新型コロナの影響で仕事を休業し、4月～7月の間に賃金が著しく下がった人は、本来3カ月平均で賃金が減少しなければ標準報酬月額の随時改定が認められないところ、1カ月でも認められることとなりました。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545